

平成28年（2016年）

第4回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2016.11.22 調製

平成28年(2016年)第4回町田市議会定例会日程一覧表

※11月22日(火) 告示 議案配付 議会運営委員会
 ※11月25日(金) 正午 一般質問通告締切
 ※11月25日(金) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ
 11月28日(月) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
11	30	水	本 会 議 議会運営委員会	報告第 9 号 ———— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第100号議案 ———— 第 86 号議案～第 99 号議案、 — 提案理由説明 第101号議案～第103号議案 —	
12	1	木	議案説明会 全員協議会		
	2	金	議案調査		
	3	⊕			
	4	⊕			
	5	月	本 会 議	一般質問	質疑通告締切 午後零時50分 請願・陳情受付締切 午後5時
	6	火	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	
	7	水	本 会 議	一般質問	
	8	木	本 会 議	一般質問	
	9	金	本 会 議	一般質問	
	10	⊕			
	11	⊕			
	12	月	本 会 議 議会運営委員会	第 90 号議案～第 99 号議案、 第101号議案～第103号議案 } ———— 質疑 — 付託 第 86 号議案～第 89 号議案 } 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	13	火	常任委員会	文教社会・建設	
	14	水	常任委員会	総務・健康福祉	
	15	木	常任委員会	常任委員会予備日	
	16	金	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	17	⊕			
	18	⊕			
	19	月	議事整理		
20	火	議事整理			
21	水	議事整理			
22	木	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ———— 質疑 — 表決 議員提出議案 ———— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告		

平成28年第4回定例会は、11月30日(水)に招集され、12月22日(木)までの23日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算4件、条例10件、その他が5件となっています。

予算案は、平成28年度(2016年度)町田市一般会計補正予算(第4号)などが上程されています。条例案は、町田市組織条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

第86号議案 平成28年度(2016年度)町田市一般会計補正予算(第4号)

第87号議案 平成28年度(2016年度)町田市国民健康保険事業会計補正予算(第2号)

第88号議案 平成28年度(2016年度)町田市介護保険事業会計補正予算(第2号)

第89号議案 平成28年度(2016年度)町田市病院事業会計補正予算(第1号)

第90号議案 町田市組織条例の一部を改正する条例

※ 市民部から防災安全に係る機能を独立させた防災安全部を新たに設置すること及び建設部の名称を改めるとともにその分掌事務を整理することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第91号議案 町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

※ 雇用保険法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第92号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の一部改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第93号議案 町田市市税条例等の一部を改正する条例

※ 地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 9 4 号議案 町田市地域センター条例等の一部を改正する条例

※ 「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、集会・学習施設の使用について、より公平な受益者負担を求めることを目的として、施設使用料を改定するため、所要の改正をするものです。

第 9 5 号議案 町田市大賀藕絲館条例の一部を改正する条例

※ 町田市大賀藕絲館で提供する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づくサービスについて、現行の就労継続支援に加えて、生活介護を併せて実施できるようにするため、所要の改正をするものです。

第 9 6 号議案 町田市授産センター条例の一部を改正する条例

※ 町田市授産センター内の町田市美術工芸館で提供する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づくサービスについて、現行の就労継続支援に加えて、生活介護を併せて実施できるようにするため、所要の改正をするものです。

第 9 7 号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

※ 国民健康保険財政の健全化等を図ることを目的として、国民健康保険税の税率を改定するとともに、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 9 8 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例

※ 公園駐車場の駐車料金を改定するため及び小野路球場の照明設備の設置に伴い関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 9 9 号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

※ 特別室の利用率の向上を図り病院事業の収益を増加させることを目的として、特別室料を改定するため、所要の改正をするものです。

第 1 0 0 号議案 東京都六市競艇事業組合理約の一部を改正する規約

※ 2017 年 4 月 1 日から地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の財務規定等を適用する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 0 1 号議案 町田市立鶴川第一小学校給食棟改築他工事請負契約の変更契約

※ 町田市立鶴川第一小学校給食棟改築他工事請負契約の設計変更に伴い、契約金額の変更契約を締結するものです。

第 1 0 2 号議案 境川クリーンセンター改修工事請負契約

※ 都市計画マスタープランに基づき、老朽化した境川クリーンセンターし尿等投入施設について、今後のし尿処理事業に適合した規模へ再整備するため、工事請負契約を締結するものです。

**第103号議案 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する
施設整備工事請負契約**

※ 「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、資源を有効に利用する循環型社会の構築に向けて、老朽化したごみ処理施設に代わり、新たな資源循環型施設を整備するため、工事請負契約を締結するものです。

【報告承認案件】

報告第9号 行政処分義務付等請求事件判決への控訴の提起に係る専決処分の承認を求めることについて

平成28年度12月補正予算

1 2月補正予算の概要

1 2月補正予算では、子育て支援のさらなる充実を目指して、待機児童対策として定員に余裕のある市内の保育園等へ安全・安心にバスで送迎する送迎保育ステーションを整備します。

また、南町田駅周辺地区の新たな魅力を作り出すプロジェクトのひとつとして、南町田駅南北自由通路の整備に着手します。

さらに、国の第2次補正予算を受け、社会全体の所得と消費の底上げを目的として臨時福祉給付金（経済対策分）を支給するほか、小・中学校施設の環境改善を前倒して実施します。

一般会計	36億5,072万5千円
特別会計	8,746万6千円
計	37億3,819万1千円

補正予算の主な内容

1 子育て支援のさらなる充実を目指して

・送迎保育ステーション整備事業	1,892万円
・定期利用保育事業	1,373万円
・保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	1,098万円
・学童保育クラブ整備事業	14万円

2 魅力的な街づくりのために

・南町田駅周辺地区拠点整備事業	3,292万円
-----------------	---------

3 国の補正予算に伴う事業

・臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業	11億4,687万円
・小・中学校施設環境改善事業	24億1,135万円

特別会計の補正額

・国民健康保険事業会計	2,591万円
・病院事業会計	6,156万円

2016年度12月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分	補正前の額		補 正 額	計		
		構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計	144,286,023	54.2	3,650,725	147,936,748	54.8	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	51,516,292	19.3	25,906	51,542,198	19.1
	下 水 道 事 業 会 計	12,663,782	4.8	—	12,663,782	4.7
	介 護 保 険 事 業 会 計	31,476,999	11.8	—	31,476,999	11.6
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	9,731,956	3.7	—	9,731,956	3.6
	病 院 事 業 会 計	16,667,715	6.2	61,560	16,729,275	6.2
	収 益 的	15,290,470	5.7	—	15,290,470	5.7
	資 本 的	1,377,245	0.5	61,560	1,438,805	0.5
	小 計	122,056,744	45.8	87,466	122,144,210	45.2
合 計	266,342,767	100.0	3,738,191	270,080,958	100.0	

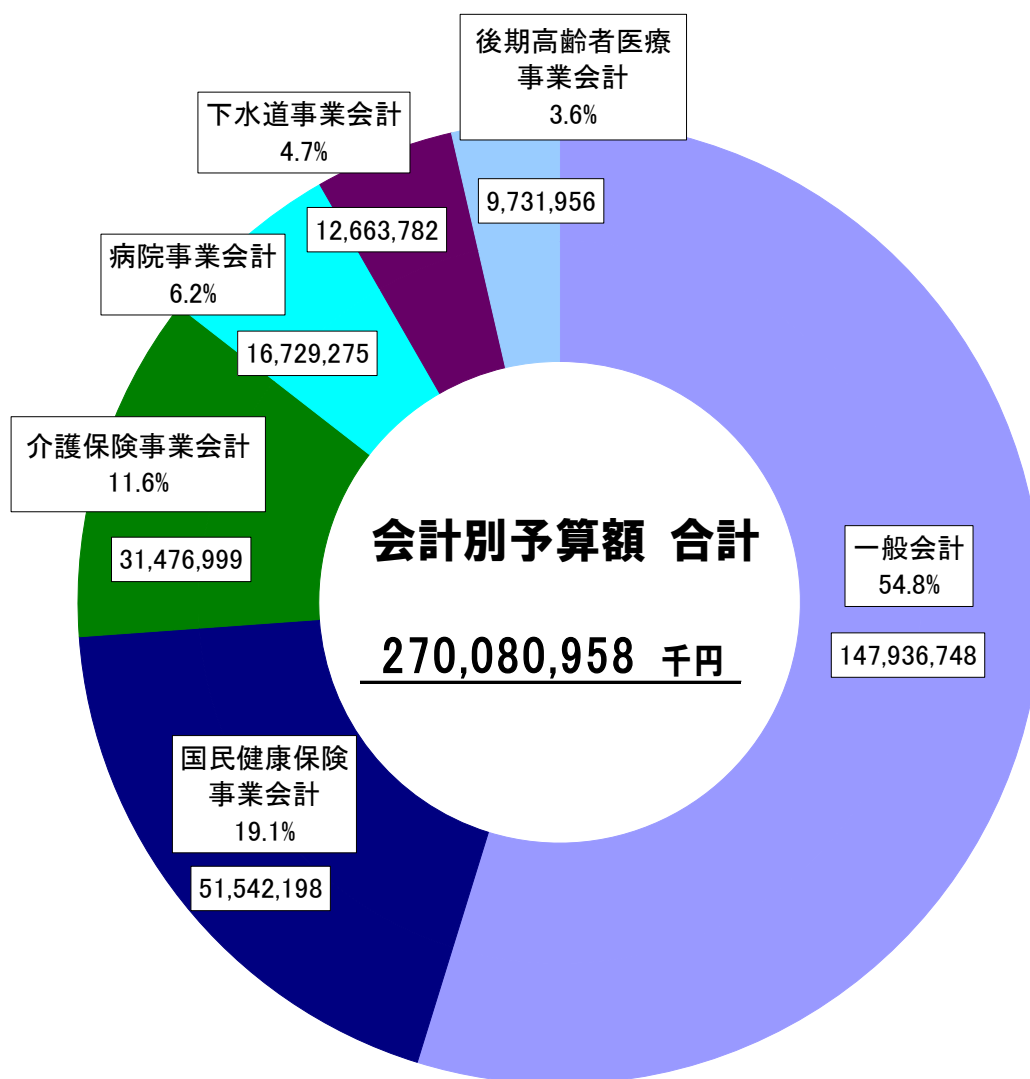
【概要】

- 一般会計の補正額は36億5,072万5千円で、補正後の全会計予算総額2,700億8,095万8千円に対する一般会計の構成比は54.8%となります。
- 国民健康保険事業会計の補正額は2,590万6千円で、主に保険給付費の増額に伴う補正です。
- 病院事業会計の補正額は6,156万円で、主に医療機器の新規購入に伴う補正です。

2016年度 会計別予算構成

<12月補正後>

(単位:千円)



2016年度12月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	67,328,486	46.7	—	67,328,486	45.5
2. 地 方 譲 与 税	677,001	0.5	—	677,001	0.5
3. 利 子 割 交 付 金	173,000	0.1	—	173,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	951,000	0.7	—	951,000	0.7
5. 株式等譲渡所得割交付金	562,000	0.4	—	562,000	0.4
6. 地方消費税交付金	8,436,000	5.8	—	8,436,000	5.7
7. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	329,001	0.2	—	329,001	0.2
9. 地方特例交付金	308,000	0.2	—	308,000	0.2
10. 地方交付税	782,949	0.5	—	782,949	0.5
11. 交通安全対策特別交付金	53,000	0.0	—	53,000	0.0
12. 分担金及び負担金	1,531,626	1.1	—	1,531,626	1.0
13. 使用料及び手数料	3,247,857	2.3	—	3,247,857	2.2
14. 国 庫 支 出 金	26,105,097	18.1	1,746,733	27,851,830	18.9
15. 都 支 出 金	18,227,944	12.6	42,417	18,270,361	12.4
16. 財 産 収 入	689,568	0.5	—	689,568	0.5
17. 寄 附 金	40,952	0.0	—	40,952	0.0
18. 繰 入 金	3,510,808	2.4	74,571	3,585,379	2.4
19. 繰 越 金	4,581,315	3.2	—	4,581,315	3.1
20. 諸 収 入	1,224,019	0.9	4	1,224,023	0.8
21. 市 債	5,486,400	3.8	1,787,000	7,273,400	4.9
歳 入 合 計	144,286,023	100.0	3,650,725	147,936,748	100.0

【概要】

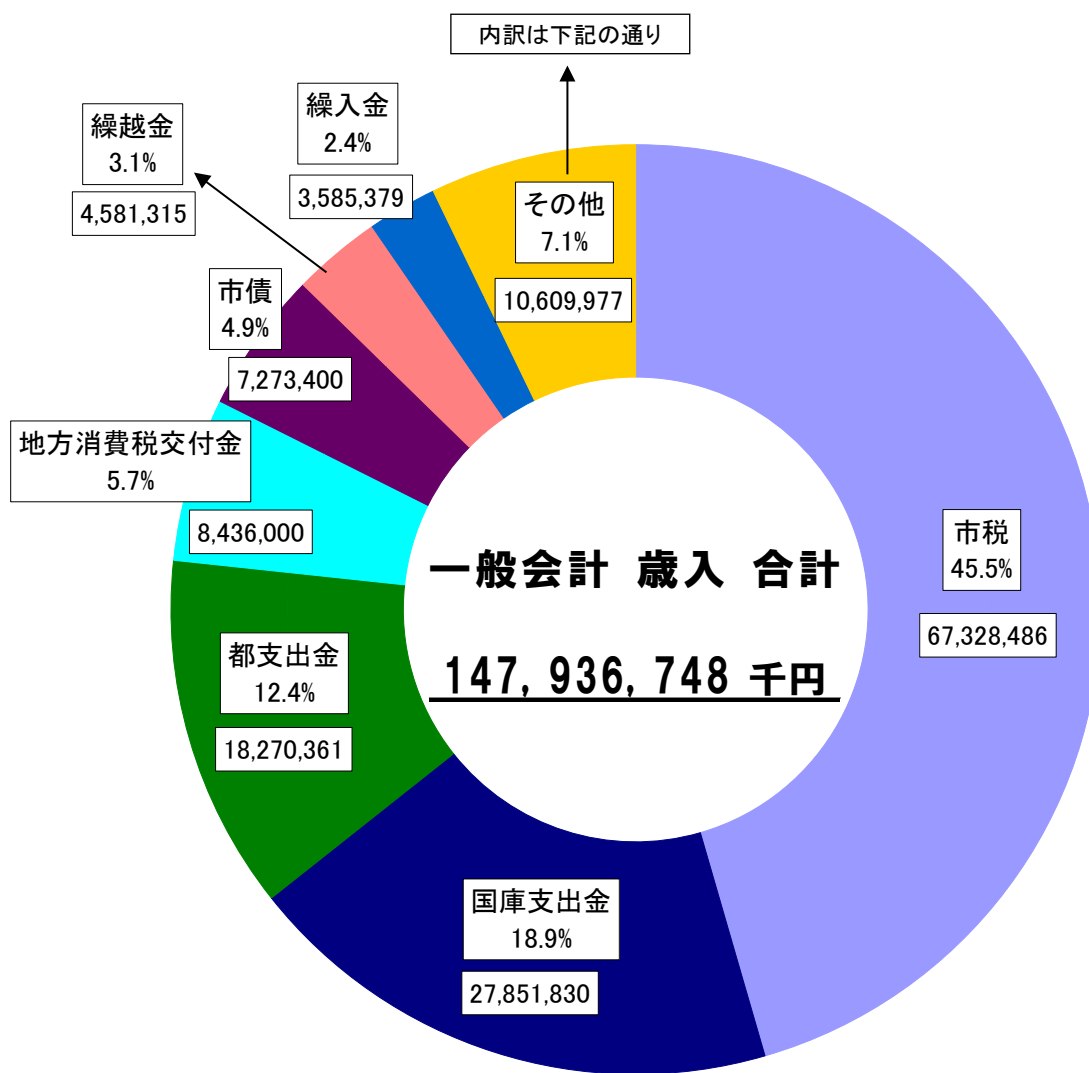
12月補正予算の主なもの

- 款14. 国庫支出金
 - 臨時福祉給付金(経済対策分)給付費補助金(11.5億円)
 - 学校施設環境改善交付金(5.6億円)
- 款15. 都支出金
 - 都民税徴収委託金(0.2億円)
 - 保育対策総合支援事業費補助金(0.1億円)
- 款18. 繰入金
 - 財政調整基金繰入金(0.7億円)
- 款21. 市債
 - 学校施設整備事業債(17.6億円)
 - 都市計画事業債(0.3億円)

2016年度 一般会計 歳入予算内訳

<12月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	3,247,857	株式等譲渡所得割交付金	562,000
分担金及び負担金	1,531,626	自動車取得税交付金	329,001
諸収入	1,224,023	地方特例交付金	308,000
配当割交付金	951,000	利子割交付金	173,000
地方交付税	782,949	交通安全対策特別交付金	53,000
財産収入	689,568	寄附金	40,952
地方譲与税	677,001	ゴルフ場利用税交付金	40,000

2016年度12月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	679,921 (0.5%)	—	679,921 (0.4%)	—	—	—	—	0
2. 総務費	17,872,451 (12.4%)	△ 28,428	17,844,023 (12.1%)	—	18,033	—	△ 10,000	△ 36,461
3. 民生費	75,977,690 (52.7%)	1,227,544	77,205,234 (52.2%)	1,178,649	24,384	—	4	24,507
4. 衛生費	12,885,235 (8.9%)	2,233	12,887,468 (8.7%)	—	—	—	—	2,233
5. 労働費	38,421 (0.0%)	—	38,421 (0.0%)	—	—	—	—	0
6. 農林費	366,039 (0.3%)	—	366,039 (0.2%)	—	—	—	—	0
7. 商工費	870,798 (0.6%)	—	870,798 (0.6%)	—	—	—	—	0
8. 土木費	11,459,226 (7.9%)	31,754	11,490,980 (7.8%)	9,889	—	25,500	—	△ 3,635
9. 消防費	5,372,141 (3.7%)	2,583	5,374,724 (3.6%)	—	—	—	—	2,583
10. 教育費	12,327,192 (8.5%)	2,415,039	14,742,231 (10.0%)	558,195	—	1,761,500	10,000	85,344
11. 災害復旧費	86 (0.0%)	—	86 (0.0%)	—	—	—	—	0
12. 公債費	6,336,823 (4.4%)	—	6,336,823 (4.3%)	—	—	—	—	0
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%)	—	—	—	—	0
歳出合計	144,286,023 (100.0%)	3,650,725	147,936,748 (100.0%)	1,746,733	42,417	1,787,000	4	74,571

【概要】

12月補正予算の主なもの

- 款3. 民生費 臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業費 (11.5億円)
- 款4. 衛生費 熱回収施設設計施工監理委託料 (0.1億円)
- 款8. 土木費 鶴間公園再整備実施設計委託料 (0.2億円)
南町田周辺地区土地区画整理事業施行負担金 (0.1億円)
- 款10. 教育費 小中学校トイレ改修工事費 (11.0億円)、小学校施設中規模改修工事費 (9.4億円)
特別教室空調設備設置工事費 (3.7億円)

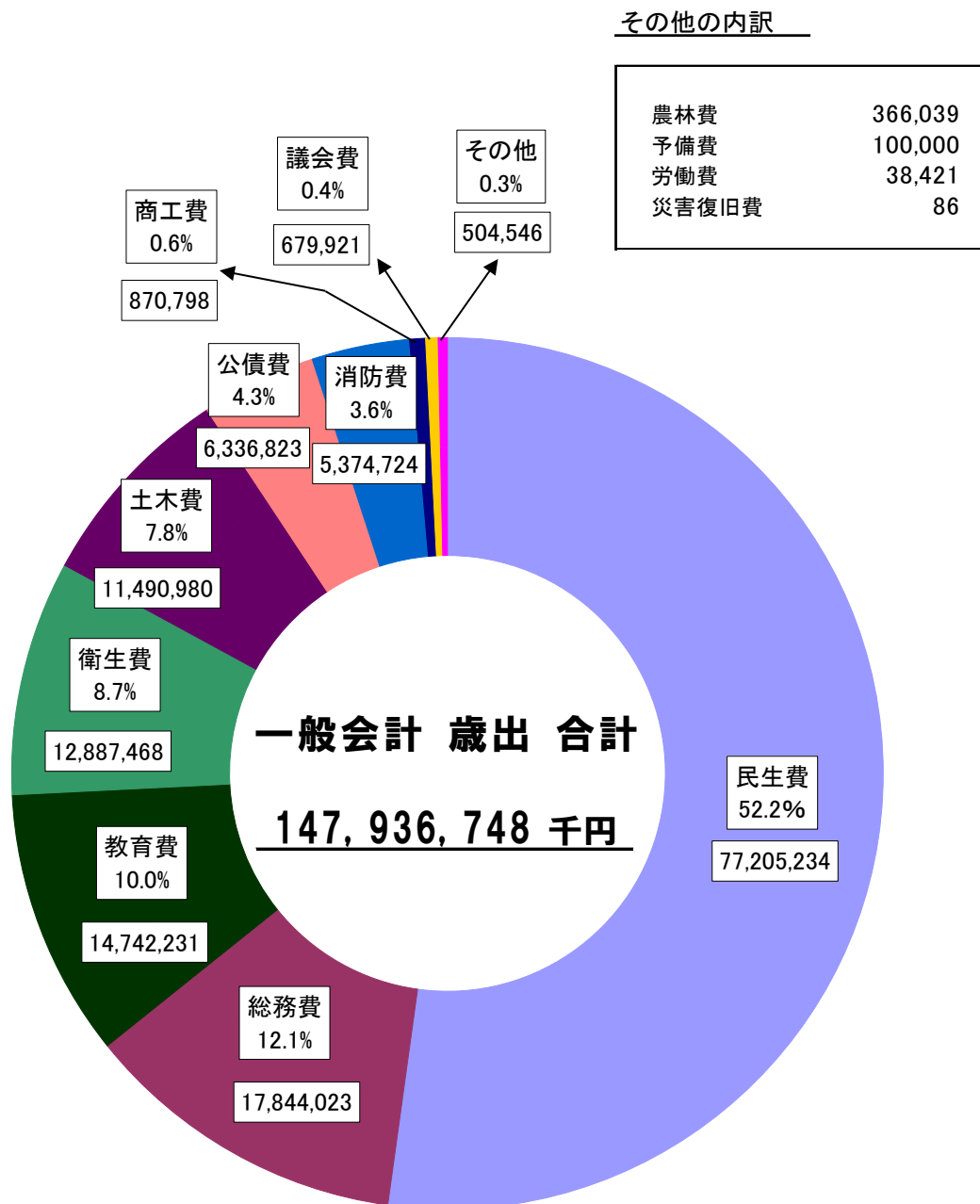
○債務負担行為補正の主な内容(期間/限度額/総事業費)

- 追加: 送迎保育ステーション事業 (2016~2017年度/0.2億円/0.4億円)
- 南つくし野学童保育クラブ借上事業 (2016~2022年度/0.7億円/0.7億円)
- 南町田駅南北自由通路整備事業 (2016~2020年度/21.8億円/21.8億円)
- 鶴間公園再整備実施設計委託事業 (2016~2017年度/0.5億円/0.7億円)
- 変更: 熱回収施設等設計施工監理事業
(2016~2023年度→2016~2024年度/2.4→2.8億円/2.5→2.9億円)
- 南町田駅周辺土地区画整理事業
(2016~2020年度/22.4→26.5億円/23.4→27.6億円)

2016年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<12月補正後>

(単位:千円)



2016年度12月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	23,084,147	16.0	—	23,084,147	15.6
	職 員 給 与 費	19,629,888	13.6	—	19,629,888	13.3
	特別職給与費等	3,454,259	2.4	—	3,454,259	2.3
	扶 助 費	48,093,807	33.3	978,444	49,072,251	33.2
	公 債 費	6,336,822	4.4	—	6,336,822	4.3
	計	77,514,776	53.7	978,444	78,493,220	53.1
投 資 的 経 費		10,110,297	7.0	2,486,457	12,596,754	8.5
そ の 他 経 費	物 件 費	21,778,830	15.1	157,979	21,936,809	14.8
	維 持 補 修 費	1,094,542	0.8	—	1,094,542	0.7
	補 助 費 等	13,199,052	9.1	27,845	13,226,897	8.9
	繰 出 金	16,981,129	11.8	—	16,981,129	11.5
	出 資 金 ・ 貸 付 金	8,601	0.0	—	8,601	0.0
	積 立 金	3,498,796	2.4	—	3,498,796	2.4
	予 備 費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	56,660,950	39.3	185,824	56,846,774	38.4
歳 出 合 計		144,286,023	100.0	3,650,725	147,936,748	100.0

【概要】

12月補正予算の主なもの

- 扶助費 臨時福祉給付金(経済対策分)(9.8億円)
- 投資的経費 小中学校トイレ改修工事費(11.0億円)、小学校施設中規模改修工事費(9.4億円)
特別教室空調設備設置工事費(3.7億円)
鶴間公園再整備実施設計委託料(0.2億円)
南町田駅周辺土地区画整理事業施行負担金(0.1億円)
- 物件費 臨時福祉給付金(経済対策分)業務委託料(1.5億円)
- 補助費等 一時預かり・定期利用保育事業補助金(0.1億円)

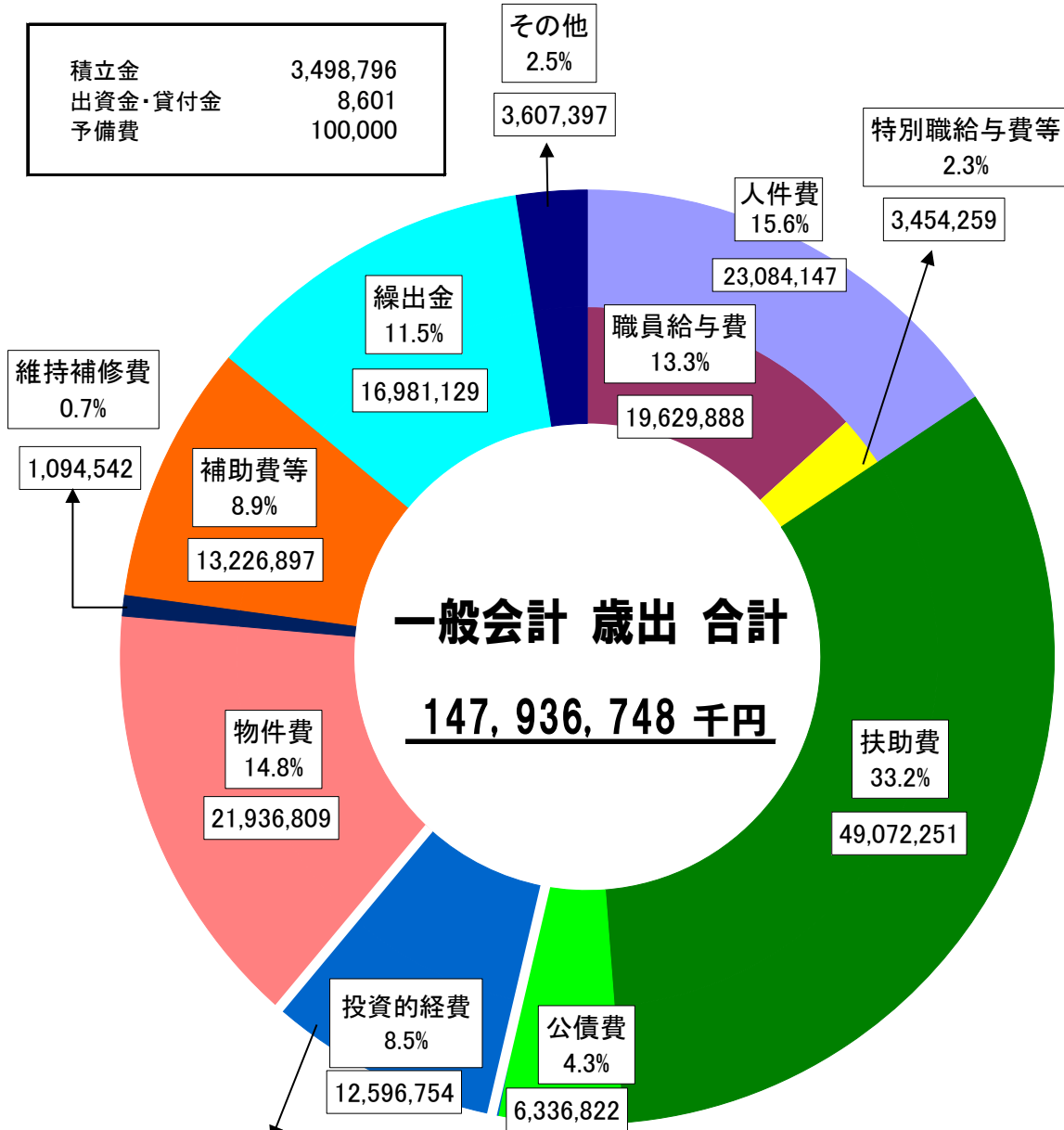
2016年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<12月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	3,498,796
出資金・貸付金	8,601
予備費	100,000



投資的経費 内訳

総務費	1,471,865	土木費	3,943,234
民生費	1,854,433	消防費	488,159
衛生費	681,092	教育費	4,117,490
農林費	38,610	災害復旧費	6
商工費	1,865		

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第90号議案 町田市組織条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 市民部から防災安全に係る機能を独立させた防災安全部を新たに設置すること及び建設部の名称を改めるとともにその分掌事務を整理することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 町田市組織条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民部から防災安全機能を独立させた「防災安全部」を新たに設置します。 ・「建設部」の名称を「道路部」に改めます。 ・これまで建設部で所管していた交通安全に係る事務について、道路管理者として実施する安全管理対策の役割と、その他交通安全に関する普及啓発等の役割とを区別します。その上で、道路部が道路管理者として実施する安全管理対策の役割を担い、防災安全部が交通安全に関する普及啓発等の役割を担うように分掌事務を整理します。 <p>○ 平成29年4月1日から施行します。</p> <p>【改正により何が変わるか】</p> <p>○ 防災安全部の設置について</p> <p>近年の大規模な地震や風水害など自然災害の発生を受け、市民の防災に対する意識や関心が高まっています。また、町田市においては、市内の犯罪発生件数が減少傾向にある一方で、市民の安全安心に対する不安から体感治安が良い状況にはありません。</p> <p>防災安全機能に特化した部を設置することで、市役所内部では災害発生時の各部対策部に対する指揮命令体制が強化され、市民に対しては、課題に対する迅速な対応や消防・警察と連携した専門的な対応がこれまで以上に可能になります。</p> <p>また、建設部から交通安全普及啓発業務を移管することで、防犯に限らず警察と一体的に連携し、より効果的かつ効率的に事業を進めることができるようになります。</p> <p>○ 建設部の名称及び分掌事務の変更について</p> <p>建設部の業務は道路管理者として実施するものが主ですが、「建設」という名称から市民や事業者が建築工事の担当部署と思われて問合せをされることが多くあります。また、分掌事務として定めている「土木に関すること。」についても、「土木」の対象範囲が広いため、建設部の業務について市民等の混乱を招く恐れがあります。</p> <p>建設部の名称及び所管している分掌事務を明確にするとともに実態に即したものにすることで、市民がどのようなことをどのような部署に相談すればよいかわかりやすく示すことができます。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 総務課長 高階</p>	<p>電話</p>	<p>724-2104</p>

議案概要

議案名	第 9 1 号議案 町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 雇用保険法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 町田市職員退職手当支給条例<ul style="list-style-type: none">・雇用保険法第 37 条の 2 第 1 項及び同法第 59 条第 1 項の文言が改められたため、同法を引用している部分の文言を改めます。○ 平成 29 年 1 月 1 日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 雇用保険法の一部を改正する法律			
問合せ先	総務部 職員課長 老沼	電話	724-2761

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第92号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の一部改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 番号法を引用する部分の号番号を改めます。 ○ 政令で定める日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第6条 			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 市政情報課長 中島</p>	<p>電話</p>	<p>724-8407</p>

議案概要

議案名	第 9 3 号議案 町田市市税条例等の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽自動車税のグリーン化特例について、現行の特例措置を 1 年延長します。(平成 29 年 4 月 1 日施行) ○ 個人市民税に関する規定を追加します。(2018 年度課税から適用) <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療用から市販用に転用された医薬品の購入費について、医療費控除の特例とする規定を加えます。(平成 30 年 1 月 1 日施行) ・ 台湾の企業が日本国内で行った事業から生じた所得のうち、日本国内の居住者に支払われる利子所得及び配当所得について、個人市民税の申告・課税等の特例とする規定を加えます。(平成 29 年 1 月 1 日施行) ○ 一部の様式から個人番号に関する規定を削ります。(平成 29 年 1 月 1 日施行) <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税法等の一部を改正する法律 (平成 28 年 3 月 31 日公布) ○ 所得税法等の一部を改正する法律 (平成 28 年 3 月 31 日公布) <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽自動車税のグリーン化特例については、2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までに新車登録された、排出ガスや燃費性能の優れた車両について、2016 年度の税額を軽減していましたが、2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までに新車登録された車両について、2017 年度の税額が軽減されることとなります。 ○ 健康の保持増進又は疾病の予防を目的として健康診査等を受けた人が、医療用から市販用に転用された医薬品を年間 12,000 円を超えて購入した場合において、その超えた額(年間の上限額 88,000 円)について医療費控除を受けることができるようになります。なお、この特例は、現行の医療費控除との併用はできません。 ○ 日台民間租税取決め(2015 年 11 月 26 日)において、日本及び台湾両国間の二重課税回避及び脱税の防止に関する取決めがされたことによる所得税法等の改正に伴い、台湾の企業が日本国内で行った事業から生じた所得のうち、日本国内の居住者に支払われる利子所得及び配当所得については、申告分離課税により個人住民税所得割額が課税されることとなります。 ○ 市税に関する個人番号の取扱いについて、総務省の方針が一部変更されたことに伴い、市民税減免申請書その他合計 5 様式について個人番号を記載する必要がなくなります。 			
問合せ先	財務部 市民税課長 櫻井 資産税課長 荻野 納税課長 田代	電話	724-3067 724-2119 724-2121

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第94号議案 町田市地域センター条例等の一部を改正する条例</p>								
<p>【議案提出の目的】 「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、集会・学習施設の使用について、より公平な受益者負担を求めることを目的として、施設使用料を改定するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 適正な受益者負担額とするため下記施設使用料の改正を行います。</p> <table border="1" data-bbox="194 551 1015 887"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 551 663 595">施設名</th> <th data-bbox="663 551 1015 595">改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 595 663 719"> 地域センター 健康福祉会館 わくわくプラザ </td> <td data-bbox="663 595 1015 719"> 107.0% </td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 719 663 887"> 公民館 市民フォーラム 男女平等推進センター 文学館 </td> <td data-bbox="663 719 1015 887"> 114.3% </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成29年7月1日施行（ただし、市民フォーラムのホールは平成29年11月1日から施行）します。</p>				施設名	改定率	地域センター 健康福祉会館 わくわくプラザ	107.0%	公民館 市民フォーラム 男女平等推進センター 文学館	114.3%
施設名	改定率								
地域センター 健康福祉会館 わくわくプラザ	107.0%								
公民館 市民フォーラム 男女平等推進センター 文学館	114.3%								
<p>問合せ先</p>	<p>市民部 市民総務課長 宮崎</p>	<p>電話</p>	<p>724-4346</p>						

議案概要

議案名	第 9 5 号議案 町田市大賀藕絲館条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市大賀藕絲館で提供する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づくサービスについて、現行の就労継続支援に加えて、生活介護を併せて実施できるようにするため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事業内容に、障害者総合支援法に基づく、生活介護を加えます。○ 平成 29 年 4 月 1 日から施行します。 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 高まる生活介護需要に部分的に対応することができ、支援体制の向上が図られます。			
問合せ先	地域福祉部 障がい福祉課 叶内	電話	724-2147

議案概要

議案名	第96号議案 町田市授産センター条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市授産センター内の町田市美術工芸館で提供する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づくサービスについて、現行の就労継続支援に加えて、生活介護を併せて実施できるようにするため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事業内容に、障害者総合支援法に基づく、生活介護を加えます。○ 平成29年4月1日から施行します。 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 高まる生活介護需要に部分的に対応することができ、支援体制の向上が図られます。			
問合せ先	地域福祉部障がい福祉課 叶内	電話	724-2147

議案概要

議案名		第 97号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例																																																																											
<p>【議案提出の目的】 国民健康保険財政の健全化等を図ることを目的として、国民健康保険税の税率を改定するとともに、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 国民健康保険税の税率を次のとおり改定します。（平成 29 年 4 月 1 日施行） （現行）</p> <p style="text-align: right;">※金額は年間の額です。</p> <p>本則</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">医療分</th> <th colspan="3">支援分</th> <th colspan="3">介護分</th> </tr> <tr> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税率</td> <td>4.74%</td> <td>25,000円</td> <td>9,000円</td> <td>1.62%</td> <td>8,500円</td> <td>3,000円</td> <td>1.49%</td> <td>9,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">↓</p> <p>（改定後）</p> <p style="text-align: right;">※ 均等割及び平等割については変更ありません。</p> <p>本則</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">医療分</th> <th colspan="3">支援分</th> <th colspan="3">介護分</th> </tr> <tr> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税率</td> <td>5.17%</td> <td>25,000円</td> <td>9,000円</td> <td>1.76%</td> <td>8,500円</td> <td>3,000円</td> <td>1.55%</td> <td>9,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td colspan="3">+0.43 ポイント</td> <td colspan="3">+0.14 ポイント</td> <td colspan="3">+0.06 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モデルケースにおける改定額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3人世帯の場合 ※ 所得は収入から必要経費を控除した額です。 （夫 43 歳→前年中の所得 200 万円、妻 41 歳→所得なし、子ども→所得なし） <改定前>265,400 円 → <改定後>275,900 円（増額 10,500 円） ・ 年金受給者 2 人世帯の場合 （夫 70 歳→前年中の年金所得 150 万円、妻 65 歳→前年中の年金所得なし） <改定前>153,300 円 → <改定後>159,900 円（増額 6,600 円） <p>○ 日台民間租税取決め（2015 年 11 月 26 日）において、日本及び台湾両国間の二重課税回避及び脱税の防止に関する取決めがされたことによる所得税法等の改正に伴い、台湾の企業が日本国内で行った事業から生じた所得のうち、日本国内の居住者に支払われる利子所得及び配当所得について、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を加えます。（平成 29 年 1 月 1 日施行）</p>										区分	医療分			支援分			介護分			所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	税率	4.74%	25,000円	9,000円	1.62%	8,500円	3,000円	1.49%	9,500円	3,000円	区分	医療分			支援分			介護分			所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	税率	5.17%	25,000円	9,000円	1.76%	8,500円	3,000円	1.55%	9,500円	3,000円	増減	+0.43 ポイント			+0.14 ポイント			+0.06 ポイント		
区分	医療分			支援分			介護分																																																																						
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割																																																																				
税率	4.74%	25,000円	9,000円	1.62%	8,500円	3,000円	1.49%	9,500円	3,000円																																																																				
区分	医療分			支援分			介護分																																																																						
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割																																																																				
税率	5.17%	25,000円	9,000円	1.76%	8,500円	3,000円	1.55%	9,500円	3,000円																																																																				
増減	+0.43 ポイント			+0.14 ポイント			+0.06 ポイント																																																																						
問合せ先	いきいき生活部保険年金課長 黒田						電話	724-4027																																																																					

議案概要

議案名	第 9 8 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 公園駐車場の駐車料金を改定するため及び小野路球場の照明設備の設置に伴い関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ これまで場所や利用目的によって異なっていた公園駐車場の駐車料金を統一し、利用者に分かりやすい料金体系とするため、関係する規定を改めます。</p>			
利用時間	改正前		改正後
	公園利用	スポーツ施設利用	
30分	無料	無料	無料
1時間		100円	
1時間30分			
2時間	50円	150円	150円
2時間30分	150円	150円	200円
3時間	200円	200円	250円
以降30分毎	50円	50円	50円
当日最大	800円 8.5h超	800円 8.5h超	800円 8h超
<p>対象公園：町田中央公園、野津田公園、小野路公園、相原中央公園、鶴間公園、日向山公園、忠生公園、薬師池公園、芹ヶ谷公園</p>			
<p>○ 公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日の原動機付自転車及び自動二輪車駐車料金に関する規定を加えます。 ・ 市長が指定する日の駐車料金を1回200円とします。</p> <p>○ 小野路球場の利用時間に関する規定を改めます。 ・ 現行では午後7時までの利用時間を、午後9時まで延ばします。</p> <p>○ 小野路球場の照明設備利用料金に関する規定を加えます。 ・ 入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合 750ルクス 3,500円(30分)、500ルクス 3,000円(30分) ・ 入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合の料金は、上記設定料金の2倍とします。</p> <p>○ 平成29年4月1日から施行します。</p>			
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 萩野		電話 724-4397

議案概要

議案名

第 99 議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

特別室の利用率の向上を図り病院事業の収益を増加させることを目的として、特別室料を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 特別室料に関する規定を改めます。 (税込金額)

病棟	部屋数	面積	有償利用率 (2015年10月～ 2016年9月)	改正前	改正後
南棟 10階	1	35.11 m ²	3.8%	54,000 円	27,000 円
南棟 9階	1	25.74 m ²	15.3%	32,400 円	19,440 円
南棟 8階	1	25.74 m ²	9.6%	32,400 円	19,440 円
東棟 6階	1	18.98 m ²	47.5%	12,960 円	10,800 円
東棟 4階	2	14.93 m ²	18.9%	7,560 円	0 円

※ 東棟 4階の 2 部屋は、改正後、重症者加算部屋（診療加算 1 回 3,000 円）に変更します。

※ 東棟 6階の特別室にはシャワー設備がありません。

○ 平成 29 年 1 月 1 日から施行します。

問合せ先

町田市民病院事務部 総務課長 鈴木

電話

722-2230

議案概要

議案名	第100号議案 東京都六市競艇事業組合理約の一部を改正する規約		
<p>【議案提出の目的】 2017年4月1日から地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 東京都六市競艇事業組合理約に、地方公営企業法第2条第3項の規定により、組合に同条第2項に規定する財務規定等を適用します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第286条第1項（組織、事務及び規約の変更） ○ 地方自治法第290条（議会の議決を要する協議）</p> <p>【参考】 ＜地方公営企業法抜粋＞ 第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。 一 水道事業（簡易水道事業を除く。） 二 工業用水道事業 三 軌道事業 四 自動車運送事業 五 鉄道事業 六 電気事業 七 ガス事業 2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。 3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、<u>規約</u>）で定めるところにより、<u>その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。</u></p>			
問合せ先	財務部 財政課長 増山	電話	724-2149

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第101号議案 町田市立鶴川第一小学校給食棟改築他工事請負契約の変更契約</p>		
<p>【議案提出の目的】 町田市立鶴川第一小学校給食棟改築他工事請負契約の設計変更に伴い、契約金額の変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約金額の変更 契約金額を 446,418,000 円から 502,059,600 円に変更する。 ○ 主な工事内容の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存校舎（東校舎及び六角校舎）の石綿含有材除去工事の追加 ・ 石綿含有材除去工事に伴う負圧養生、セキュリティールーム（更衣室、エアシャワー、集塵機）等の設置 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） <p>【変更契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 町田市立鶴川第一小学校給食棟改築他工事 ○ 契約金額 502,059,600 円 ○ 契約相手方 東京都町田市中町一丁目25番9号 システム・ハウジング株式会社 代表取締役 渋谷 俊彦 ○ 工 期 契約確定の日から2018年3月16日まで 			
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 契約課長 白川 財務部 営繕課長 徳重</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1293</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第102号議案 境川クリーンセンター改修工事請負契約</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>都市計画マスタープランに基づき、老朽化した境川クリーンセンターし尿等投入施設について、今後のし尿処理事業に適合した規模へ再整備するため、工事請負契約を締結するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 工事内容</p>	<p>実施設計、建築工事、土木工事 プラント工事、電気工事 他</p>		
<p>○ 施設概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設規模 41.5kl/日 ・ 処理方式 助燃剤化方式 (汚泥を脱水、助燃剤化し、ろ液を希釈して下水道へ放流) ・ 延床面積 投入施設 約 1,000 m² 		
<p>・ 構造 鉄筋コンクリート造 (地上2階、地下1階)</p>			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<p>○ 地方自治法第96条第1項第5号 (契約の締結)</p>			
<p>○ 地方自治法施行令第121条の2第1項 (議決に付すべき契約の基準)</p>			
<p>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条 (議決に付すべき契約)</p>			
<p>【契約の概要】</p>			
<p>○ 契約目的</p>	<p>境川クリーンセンター改修工事</p>		
<p>○ 契約方法</p>	<p>条件付一般競争入札</p>		
<p>○ 契約金額</p>	<p>819,720,000円</p>		
<p>○ 契約相手方</p>	<p>東京都中央区築地五丁目6番4号</p>		
<p></p>	<p>三井造船環境エンジニアリング株式会社 東京支店</p>		
<p></p>	<p>支店長 関 栄治</p>		
<p>○ 工 期</p>	<p>契約確定の日から2019年3月15日まで</p>		
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 契約課長 白川 環境資源部 資源循環課長 窪倉</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 797-9155</p>

議案概要

議案名

第103号議案 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約

【議案提出の目的】

「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、資源を有効に利用する循環型社会の構築に向けて、老朽化したごみ処理施設に代わり、新たな資源循環型施設を整備するため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

基本・実施設計、建築工事
土木工事、プラント工事、電気工事
解体工事(工場棟、管理棟、計量棟、洗車場
作業棟、温室、花の家) 他

○ 施設概要

・ 施設規模

熱回収施設（焼却施設） 258 t/日
(129 t/日×2 炉)

バイオガス化施設 50 t/日

不燃・粗大ごみ処理施設 47 t/5h

・ 処理方式

熱回収施設（焼却施設） ストーカ方式

バイオガス化施設 高温・乾式

不燃・粗大ごみ処理施設 選別・破碎方式

・ 延床面積 約 23,925 ㎡

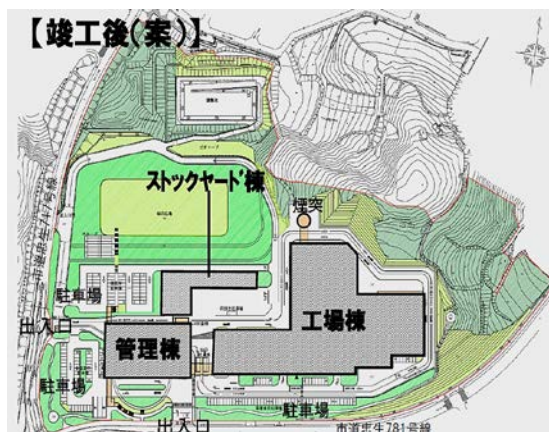
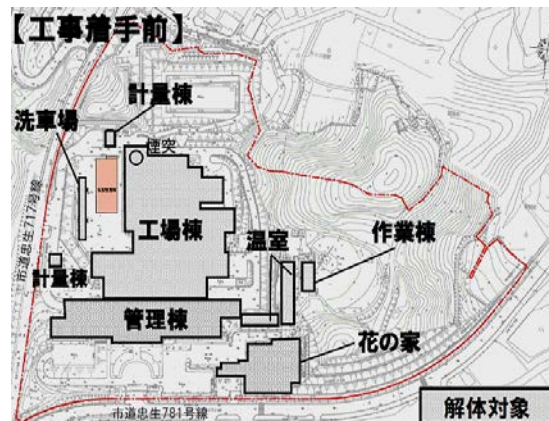
(工場棟 16,985 ㎡、管理棟 5,142 ㎡、ストックヤード棟 1,207 ㎡、その他 591 ㎡)

・ 構造

工場棟 鉄筋鉄骨コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造（地上5階、地下2階）

管理棟 鉄骨造（地上3階）、

ストックヤード棟 鉄骨造（地上1階）



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事
- 契約方法 条件付一般競争入札（総合評価方式）
- 契約金額 29,246,400,000 円
- 契約相手方 東京都中央区東日本橋一丁目1番7号
株式会社タクマ 東京支社
専務執行役員支社長 沼田 謙悟
- 工 期 契約確定の日から2024年6月30日まで

【補足説明】

○ 事業の概要

町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業（以下「本件事業」と言います。）は、熱回収施設等の整備（設計・建設）及びその後の運営（約 20 年間）を一括して民間事業者に委託する、DBO（Design Build Operate デザインビルトオペレート）方式により実施するものです。

○ 事業者選定の方式

DBO方式は、事業者からの提案を評価することにより、民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を図ることが可能と考えられています。そこで、事業者提案を評価する総合評価方式にて事業者の選定を行いました。さらに、市内経済活性化の観点から、本件事業に協力企業として市内業者を含めることを入札参加資格要件の一つとしました。

○ 事業者選定の経緯

2015年8月 ～12月	学識経験者を委員とする事業者候補者選考委員会及び庁内に設置している契約事務適正化委員会にて検討したうえで、事業者選定を総合評価方式で実施することを決定
2016年5月2日	総合評価方式による一般競争入札として公告
9月17日	事業者候補者選考委員会による提案内容ヒアリング及び総合評価点決定
9月21日	事業者候補者選考委員会の報告を受け、市が落札者を決定
9月27日	市と落札者間で契約締結に向けた基本協定を締結
11月7日	基本契約、施設運営業務委託契約及び施設整備工事請負契約を締結

○ 評価項目

価格に加え、「市民の生活環境に配慮した施設」「市民が安心して生活できる災害に強い施設」「市民がともに学び・遊び・育むことのできる施設」「市民が安全に生活できる安定的な運営」の4つを大きな視点として、20項目を設定し、評価しました。

○ 予定価格（設計価格）について

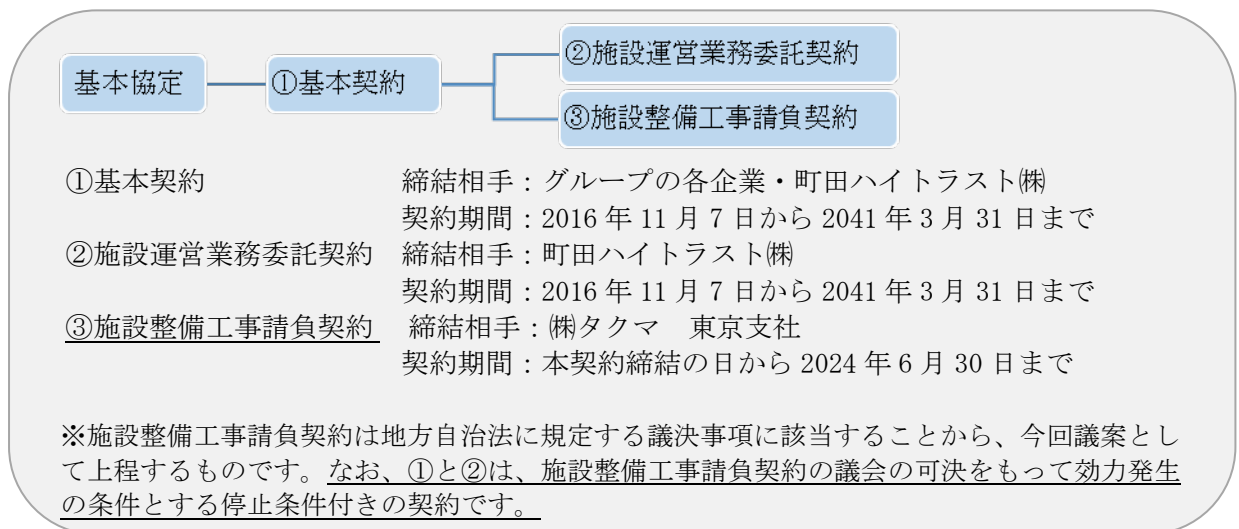
本件事業では、庁内に専門部会を設置し、積算可能な項目は施設に必要な性能を設定したうえで、業者見積り、他市の事例、官公庁の標準単価等を基に価格を算出しました。また、これを本件事業に関わりのない大手設計会社にも委託して妥当性を確認しました。そして、これらの結果を踏まえて予定価格（設計価格）を設定しました。

○ 落札価格（税込）

全体 46,202,400,000 円 ⇒ 内訳 { 施設運営費 16,956,000,000 円
施設整備費 29,246,400,000 円

○ 契約内容

総合評価方式による一般競争入札の結果、(株)タクマ東京支社を代表企業とするグループが事業者に決定しました。このグループには、協力企業として市内業者も参加しています。また、施設運営業務については、この事業のために新たに設立された特別目的会社（SPC）町田ハイトラスト(株)に委託します。



問合せ先	財務部 契約課長 白川	電話	724-2523
	環境資源部 循環型施設整備課長 守田		724-4384



この冊子は、400部作成し、1部あたりの単価は197円です（職員人件費を含みます）。

リサイクル適性 **A**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。